

令和2年度 奨学給付金申請について～家計急変世帯～

新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者等の収入が激減するなどの家計急変があり、非課税に相当する世帯を対象とします。

1 対象となる世帯

申請日（基準日）現在の状況が以下の要件すべてに当てはまること

1 保護者等が奈良県内に住所を有していること

※保護者等が奈良県外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。
なお、都道府県により制度の取扱いが異なる場合があります。

※保護者等の一方、または双方が海外赴任等で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、支給の対象になりません。

2 高校生等が国公立の高等学校または専攻科に在学していること

※平成26年4月以降の入学者であること

3 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象であること

※児童福祉法に基づく措置等のうち、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと。

4 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）である世帯に相当すると認められる世帯

非課税世帯に相当する世帯の年収見込額

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の年収見込	1,714,286円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

生活保護を受給している世帯又は「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）である世帯については、7月に受付を開始する通常の奨学給付金の方をご活用していただくようお願いします。

2 必要書類

- ① 申請書
- ・高等学校に在学している場合 国公立用【家計急変】
 - ・高等学校専攻科に在学している場合 国公立用【専攻科・家計急変】
- の様式を使用して下さい。
- ・基準日は、申請日を基準日とします。
 - 6月30日以前に家計急変が発生した場合
申請日は、**6月30日以前の日付**を記入して下さい。
 - 7月1日以降に家計急変が発生した場合
申請日は、**7月1日以降**の日付を記入して下さい。
 - ・申請日現在の在学状況、世帯の状況を記入して下さい。
 - ・消えるボールペンではなく、黒の油性ペンで記入して下さい。
 - ・申請印は、1本のみ使用して下さい。
(訂正印や②以降の必要書類も同一の印でお願いします。)
 - ・扶養親族の状況については、**世帯全員**を記入していただき、扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、必ず「○」を記入してください。
- ② 口座振替申出書
- ・銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（保護者等）の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい。
- ③ 保険証等貼付・扶養申立書
- ・扶養親族**全員分**の健康保険証等のコピーを貼り付けて下さい。
- ④ 家計急変の発生事由を証明する書類
- 例：離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届など家計急変の事由や時期がわかる書類を提出して下さい。
- ※離職（定年退職など）は、家計急変世帯の給付対象ではありません。
- ⑤ 家計急変前の収入を証明する書類 **保護者等全員分**
- ・最新の課税証明書のコピー
- ※保護者等全員分、扶養親族の記載が書略されていないもの

⑥ 家計急変後の収入を証明する書類 **保護者等全員分**

- ・会社作成の給与見込又は、給与明細書
 - (例1) 会社作成の給与見込又は、給与明細書 2ヶ月分以上
 - (例2) 会社作成の給与見込 1ヶ月分 + 直近の給与明細書1ヶ月分
- ・年間収支見込計算書(※自営業用)
- ・税理士または公認会計士の作成した書類等

上記の書類をもとに、家計急変発生後の1年間の年収見込額を推計し、判断します。

⑦ 代理受領委任書

(在学する高等学校等に奨学給付金の代理受領を希望する場合のみ)

3 給付額

家計急変が発生した日により給付額が異なります。

世帯区分は最後のページにある給付額確認シートで確認して下さい。

※支給は高校生等1人につき年に1回です。

次ページの申請期日までに
提出をお願いします

○6月30日以前に家計急変が発生した場合

世帯状況により、下記の年額を支給します。

世帯状況		給付額(一人当たりの年額)
非課税世帯(第1子)の高校生等 【世帯区分①】	全日制	84,000円
	通信制・専攻科	36,500円
非課税世帯(第2子)の高校生等 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 【世帯区分②】	全日制	129,700円
	通信制・専攻科	36,500円

○7月1日以降に家計急変が発生した場合

◆申請日が月の初日の場合は、申請の月から算定した額を支給します。

○算定の仕方○

第1子の高校生等【世帯区分①】で8月1日に申請した場合

$$84,000\text{円(年額)} \div 12\text{ヶ月(年)} \times 8\text{ヶ月(8月~3月)} = 56,000\text{円}$$

→ 56,000円支給

◆申請日が月の初日以外の場合は、申請の月の翌月から算定した額を支給します。

○算定の仕方○

第2子の高校生等【世帯区分②】で12月20日に申請した場合

$$129,700\text{円(年額)} \div 12\text{ヶ月(年)} \times 3\text{ヶ月(1月~3月)} = 32,424\text{円}$$

→ 32,424円支給

4 申請期日

家計急変後、下記の期日まで、随時受け付けします。

○6月30日以前に家計の急変が発生した場合
令和2年7月31日（金）まで

○7月1日以降に家計の急変が発生した場合
令和2年7月1日（水）から令和3年2月16日（火）まで

5 支給日

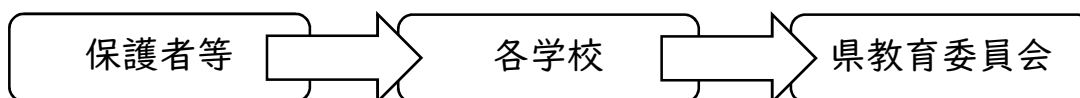
審査が終了したものから順次振り込みます。

兄弟姉妹が同時期に申請した場合でも、同時期に振り込まれるとは限りませんので
ご注意ください。

6 提出先・問合せ先

在学している高等学校等にお問い合わせ下さい。

書類提出の流れ



◆奨学給付金のホームページから、申請書等のダウンロードができます◆

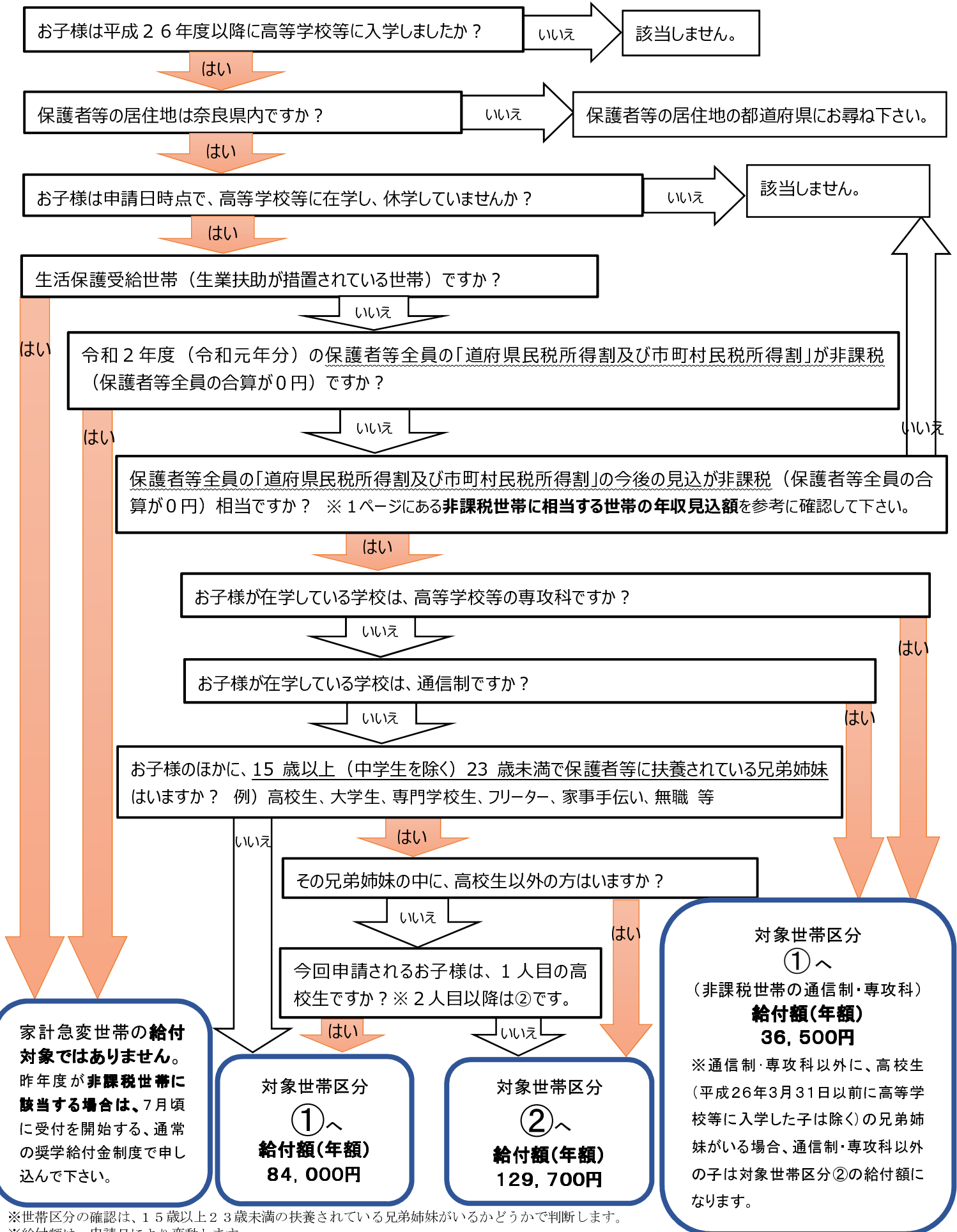
奈良県 奨学金給付金

検索

奈良県教育委員会事務局 学校支援課授業料奨学金係 電話: 0742-27-9859

◎ 令和2年度 奈良県高校生等奨学給付金 給付額確認シート ◎

申請日時点の世帯構成員の状況によって給付額が異なります。以下のフローチャートに沿ってご確認下さい。



※世帯区分の確認は、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいるかどうかで判断します。
※給付額は、申請日より変動します。